# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務 基礎項 目評価書	

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

埼玉県桶川市長

#### 公表日

令和7年10月31日

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	皇童手当又は旧特例給付の支給に関する事務					
児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のに従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①認定請求の受理、事実の審査及び通知 ②受給事由消滅の届出の受理及び事実の審査及び通知 ③額改定の請求又は届出の受理及び事実の審査及び通知 ④未支払の児童手当請求の受理及び事実の審査及び通知 ⑤現況届の受理及び事実の審査及び通知 ⑥関係機関への閲覧、提供又は報告 ⑦父母指定者の届出の受理及び事実の審査及び通知 ⑧氏名等の変更の届出の受理及び確認						
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
受給者ファイル、児童ファイル	、支払ファイル、所得ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第81の項及び児童手当法等					
4. 情報提供ネットワーク	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項					

## 5. 評価実施機関における担当部署

番号照会の根拠

②法令上の根拠

①部署	福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部子ども未来課 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実 2) 1,000人以上1万人未 1万人以上10万人未満 ] 3) 1万人以上10万人未 4) 10万人以上30万人 5) 30万人以上	·満 満					
	いつ時点の計数か	和7年4月1日 時点						
2. 取扱者	<b>数</b>							
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500	)人未満					
	いつ時点の計数か	和7年4月1日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生	生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書	] は、それぞれ重点	項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 項目評価書においる	- 書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット	・ワークシステム	を通じた入手を除	<b>₹</b> <。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	+ 1	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)にセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г		1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	是供ネットワークシ	ステムを通じた提供	共を除く。)	0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[ ]接網	読しない(入手)	E .	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		

7. 特定個人情報の保管・	<b>消去</b>
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育	· <mark>啓発</mark>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと	・
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システム管理に関する事務に従事する職員に対して、毎年研修を実施している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部こども支援課	健康福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
	I -5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども支援課長 金子 由則	子ども未来課	事後	見直しを実施したため
	求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務·情報公開係	事後	見直しを実施したため
	求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部こども支援課	健康福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
	連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	尽の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子ども未来課	福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部子ども未来課	福祉部子ども未来課	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月16日	Ⅱ - 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法別表第1の56の項及び児童福祉手当 法等	番号法別表の81の項及び児童手当法等	事後	法改正のため
	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 『別表第2における情報提供の根拠』 第3欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第4欄 (特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含 まれる項 (26、30、87の項) 『別表第2における情報照会の根拠』	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 『主務省令第2条の表における情報提供の根拠』 第3欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 『主務省令第2条の表における情報照会の根拠』 第1欄(情報照会者)が「市町村」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に児童手当に関する事務が含まれる項(106、107の項)	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年10月31日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当又は旧特例給付の支給に関する事 務 基礎項目評価書	事後	法改正のため
令和7年10月31日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の 漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減 させるために適切な措置を講じ、もって個人の	関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱 いが個人のプライバシー等の権利利益に影響	事後	法改正のため
令和7年10月31日	公表日	令和7年6月10日	令和7年10月23日	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月31日	I -1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当又は旧特例給付の支給に関する事 務	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I - 1. 特定個人情報ファイ	が里子ヨ広及い打政子標にあける特定の個人を認がりるための個等 の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で 取り扱う。 ① 児童手当法第7条第1項(同法17条第1項(同法附則第2条第3項におい適用 し、又は準用する場合を含む。)及び同法附則第2条第1項におい適用 し、又は準用する場合を含む。)をいる。次号及び第3号においで同じ。)の受給資格及びその額についての認定の受理、その請求に係る 事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ② 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 に関する事務 ③ 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当活で同法解別第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の額が改定の請求に対する応答 に関する事務 ④ 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	①認定請求の受理、事実の審査及び通知	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月30日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月30日	I-3. 個人番号の利用 法 令上の根拠	番号法別表の81の項及び児童手当法等	番号法第9条第1項 別表第81の項及び児童 手当法等	事後	評価の再実施をしたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 『主務省令第2条の表における情報提供の根拠』 第3欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 『主務省令第2条の表における情報照会の根拠』 第1欄(情報照会者)が「市町村」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に児童手当に関する事務が含まれる項(106、107の項)	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42、125、141、161の項 番号照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表106、107の項	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月31日	Ⅱ -1. 対象人数 評価対象 の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月31日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点 の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月31日	II -2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和7年10月31日	IV −8. 人手を介在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録の際には、本人からのマイナンバー取得 の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 又は住所を含む3情報による照会を行うことを 厳守している。また、複数人での確認を行うよ うにしており、人為的ミスが発生するリスクへの 対策は「十分である」と考えられる。	事後	評価書の様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 9)従業者に対する教育・啓発 対策は十分か 十分である 判断の根拠 特定個人情報を取り扱う情報システム管理に 関する事務に従事する職員に対して、毎年研 修を実施している。	事後	評価書の様式変更